

山都太陽光発電所合同会社「アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業 環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和6年9月20日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業 環境影響評価準備書」について、山都太陽光発電所合同会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、熊本県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：熊本県上益城郡山都町
原動力の種類：太陽電池
出 力：約 90,000kW程度（交流）
約107,000kW程度（直流）

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 3年 4月21日
環境大臣意見受理	令和 3年 7月 5日
経済産業大臣意見発出	令和 3年 7月12日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 3年10月14日
住民意見の概要等受理	令和 3年12月15日
熊本県知事意見受理	令和 4年 3月11日
経済産業大臣勧告発出	令和 4年 3月31日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和6年 1月16日
住民意見の概要等受理	令和6年 3月 8日
熊本県知事意見受理	令和6年 7月 4日
環境大臣意見受理	令和6年 7月12日
経済産業大臣勧告発出	令和6年 9月20日

問い合わせ先：電力安全課 一ノ宮、福井、森江、山崎
電話：03-3501-1742（直通）

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 鳥類及び生態系に対する影響について

対象事業実施区域の周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ、「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月環境省）に基づき絶滅危惧Ⅱ類に分類されているサシバ等の生息・繁殖が確認されており、本事業に係る工事を営巣期に実施する場合には、これらの希少猛禽類の生息・繁殖への影響が懸念される。

このため、本事業の実施による重要な鳥類及び生態系への影響を回避又は極力低減する観点から、専門家等の意見を踏まえ、工事時期の調整、コンディショニングの実施、防音壁・シートの設置等の環境保全措置を適切に実施すること。

(2) 廃棄物等について

本事業では、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成30年12月環境省）等を確認し、可能な限りリユースすることにより、廃棄物の発生

抑制に努めること。また、やむを得ず廃棄物となるものについては、可能な限りリサイクルするとともに、廃棄する時点における太陽電池発電設備の廃棄に係る諸制度に則り、適正な処理を行う計画とすること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。